

入院医療費算定方式について(DPC対象病院)

愛媛県立新居浜病院

当院は、平成28年4月1日から『DPC対象病院』となり、入院患者様の医療費について、『包括評価方式』により算定しています。(※ 外来患者様については変更ありません。)

[DPCとは]

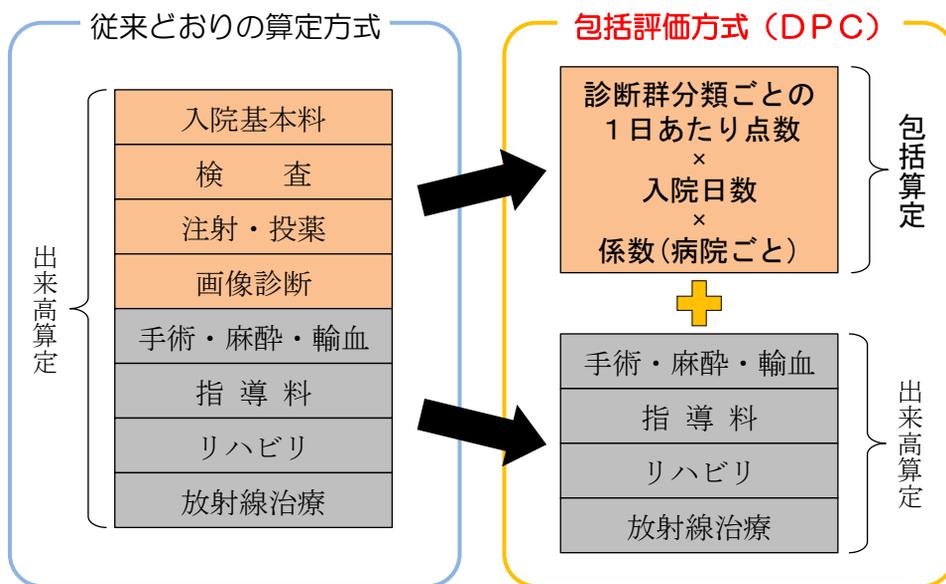
- 入院患者様の病気や症状を基に、手術や処置等の内容に応じて決まる「診断群分類」を意味します。
- この制度は、患者様にとって、
 - ① 無駄のない効率的な医療の追及による「医療費の抑制」
 - ② 全国のDPC病院データの統計による「医療の平準化」を目指すものであり、全国的に多くの急性期病院が参加しています。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

[包括評価方式とは]

- 診断群分類(DPC)ごとに定められている1日あたりの定額点数を基本として、医療費を算定する方式です。
- この算定方式が適用されるのは、入院基本料、検査、投薬(退院処方を除く)、注射、画像診断などです。
- 手術、麻酔、輸血、指導料、リハビリ、放射線治療などについては、従来算定方式である「出来高方式」により診療費を算定します。
- 病状の経過や治療内容により、入院中に診断群分類(DPC)が変更となった場合は、退院時に前回支払額との差額の調整を行う場合があります。



※ すべての入院患者様が包括評価方式(DPC)となるわけではありません。以下のような場合は従来どおりの「出来高方式」となります。

- 出来高方式により算定することとされている診断群分類に該当する方
- DPC算定とならない特定入院料が算定される方(地域包括ケア病棟入院料等)
- 入院後24時間以内に亡くなられた方
- 包括評価対象外となると定められた手術、薬剤、処置等が算定される方 etc...